

市町村がん検診の実施状況 に関する調査結果の概要

(平成23年1月1日現在)

【調査の目的】

健康増進法に基づき市町村が実施する「がん検診」について、対象者数の把握及個別受診勧奨の状況、さらには、精密検査の実施及びその把握の方法等について調査を行い、以後のがん検診の精度の向上に資することを目的とする。

【調査対象市町村数】 179市町村

【回答市町村数】 179市町村

平成23年7月

北海道保健福祉部健康安全局

市町村がん検診の実施状況に関する調査結果の概要

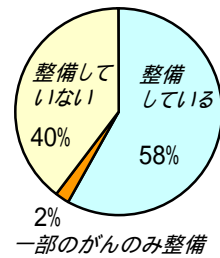
(調査期日:平成23年1月1日現在)

1 がん検診の対象者について

(1) 検診台帳の整備状況

道内市町村の58%に相当する104市町村で、何らかの形態の検診台帳を整備している。

また、検診台帳の作成方法は、ほとんどが住民基本台帳を基に検診対象年齢の住民を抽出するものとなっており、健康管理のためのシステムを導入している市町村が61、PCにより管理している市町村が13であった。



	ア 整備している	イ 一部のがんのみ整備	ウ 未整備
市町村数	104 (58%)	4 (2%)	71 (40%)

(2) - 検診対象者数の把握方法(複数回答)

検診対象者数を「台帳登録者数」により把握している市町村は、28件(16%)と最も少なかった。

一方、最も多かったのは、職域で受診機会のある住民の割合をアンケート等によって把握するなど、独自の計算式を用いて対象者数を算出している市町村で、98件(55%)と半数以上を占めた。

しかしながら、過去に実施したアンケートによる係数を10年以上継続して使用しているケースも見られ、また、多くの場合、再度のアンケート実施時期も未定となっているため、そうした市町村では、計算上の検診対象者数と実態との間にズレが生じていることが懸念される。

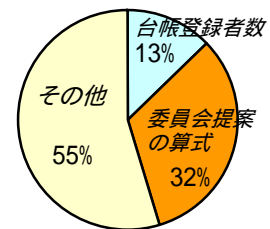
	ア 台帳登録者数	イ 委員会提案の算式	ウ その他(独自の算式等)
市町村数	28 (16%)	63 (35%)	99 (55%)

「委員会提案の算式」は、がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)において示されたもの。

(2) - 地域保健・健康増進事業報告に用いる検診対象者数の把握方法

健康増進事業報告に用いるがん検診の「対象者数」については、市町村独自の計算式によるものと回答した市町村が半数以上の55%であった。

また、「台帳登録者」及び「委員会提案の算式」による「対象者数」を報告数値としている市町村の多くでは、これらの数値を用いる理由として、職域で受診機会のある住民を把握できないことが挙げられていた。

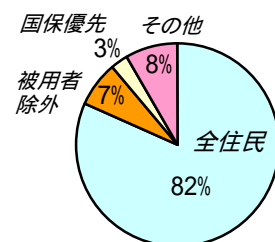


	ア 台帳登録者数	イ 委員会提案の算式	ウ その他(独自の算式等)
市町村数	23 (13%)	58 (32%)	98 (55%)

(3) がん検診の「対象者」の範囲

8割以上の市町村が「全住民」を対象に実施し、また、「その他」の回答の多くは「職域で受診機会のない住民」等となっており、他に受診機会のない全住民に検診の機会を提供している市町村は、実質的に約9割であった。

なお、少数ではあるが、5市町村が「被用者保険の被保険者(本人)を除き、かつ、国民健康保険被保険者を優先」との回答であった。

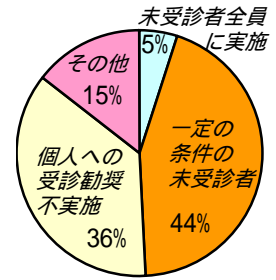


	ア 全住民	イ 被用者保険の被保険者を除外	ウ イかつ国保被保険者を優先	エ その他
市町村数	146 (82%)	13 (7%)	5 (3%)	15 (8%)

(4) 個別受診勧奨の実施状況

個別受診勧奨については、「一定の条件に該当する未受診者を対象に実施」が最も多く79市町村(44%)となっており、「その他」と回答した26市町村でも、未受診か否かを問わず、何らかの条件を設け、受診勧奨を行っている。

一方、「個人を対象に受診勧奨は実施していない」が64市町村(36%)と、全体の3分の1以上を占めており、市町村により対応に大きな差が生じていることが明らかとなった。



	ア 未受診者全員に実施	イ 一定の条件の未受診者に実施	ウ 個人への受診勧奨不実施	エ その他
市町村数	9 (5%)	79 (44%)	65 (36%)	26 (15%)

イの「一定の条件」及び「エ その他」の具体的な内容を見ると、

- ・ 前年度受診歴があり今年度未受診、あるいは、前回の受診から数年を経過しているなど一定期間未受診の住民を対象に受診勧奨を行っている ~ 51市町村
- ・ 検診開始年齢や50歳、60歳などの節目年齢など、特定年齢の住民を対象に受診勧奨を行っている ~ 47市町村
- ・ 国民健康保険の特定健診対象者に併せて受診勧奨を行っている ~ 15市町村
- ・ 集団検診を実施していないなど、特定地域の住民を対象に受診勧奨を行っている ~ 4市町村

(5) 個別受診勧奨を行う上での問題点(複数回答)

個別受診勧奨を実施する上での一番の問題点としては、「市町村のマンパワー不足」が最も多く75市町村(42%)、次いで「がん検診に対する住民の意識が低い」が39市町村(22%)、「受診機会の確保が困難」が35市町村(20%)となり、市町村の担当者の努力だけでは直ちに解決できない問題も少なくないことが明らかとなった。

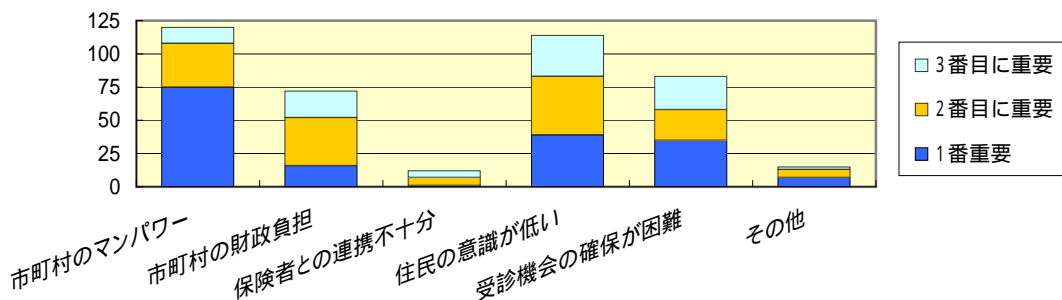
また、上位3位までを見ると、「市町村の財政負担」を問題点とする回答も多く見られた。

個別受診勧奨を行う上で一番の問題点

	ア 市町村のマンパワー	イ 市町村の財政負担	ウ 保険者との連携不十分	エ 住民の意識が低い	オ 受診機会の確保が困難	カ その他	回答なし(問題点なし)
市町村数	75 (42%)	16 (9%)	1 (1%)	39 (22%)	35 (20%)	7 (4%)	6 (3%)

また、上位3位までに「その他」として回答のあった問題点の主なものは次のとおり。

- ・ 職域での受診機会の有無が把握できないため、市町村が実施する受診勧奨にむだや混乱が生じている。(同旨ほか3件)
- ・ 個人情報保護条例のため、受診勧奨業務に必要な情報を検診委託機関に渡すことができない。

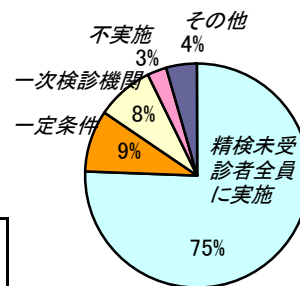


2 がん検診受診後の精密検査について

(1) 精密検査に係る個別勧奨の実施状況

全体の約4分の3に相当する135市町村で、「精検未受診者全員を対象に個別に」受診勧奨を実施しているとの回答があった。

また、「委託契約の中で、1次検診機関に受診勧奨を行うよう求めている」市町村は15件(8%)、「精検未受診者への受診勧奨を実施していない」市町村もわずかながら5件(3%)あった。



	ア 精検未受診者全員に実施	イ 一定条件の精検未受診者に実施	ウ 一次検診機関が実施	エ 不実施	オ その他
市町村数	135 (76%)	16 (9%)	15 (8%)	5 (3%)	8 (4%)

イの「一定の条件に該当する精検未受診者を対象に個別に実施」及び「オ その他」の具体的な内容を見ると、

- ・ 集団検診受診者あるいは一次検診機関が把握している場合のみ実施 ～ 17市町
- ・ 結果通知後3～6か月以上未受診の者を対象に実施 ～ 4市町
- ・ 至急、精密検査が必要な場合など、勧奨の必要性の高い者を対象に実施 ～ 2町

(2) 精検受診勧奨を行う上での問題点(複数回答)

精密検査に係る受診勧奨を実施する上での一番の問題点としては、「住民の意識が低い」が最も多く71市町村(40%)、次いで「市町村のマンパワー不足」が52市町村(29%)と、1次検診の個別受診勧奨とは、順序が異なる結果となった。

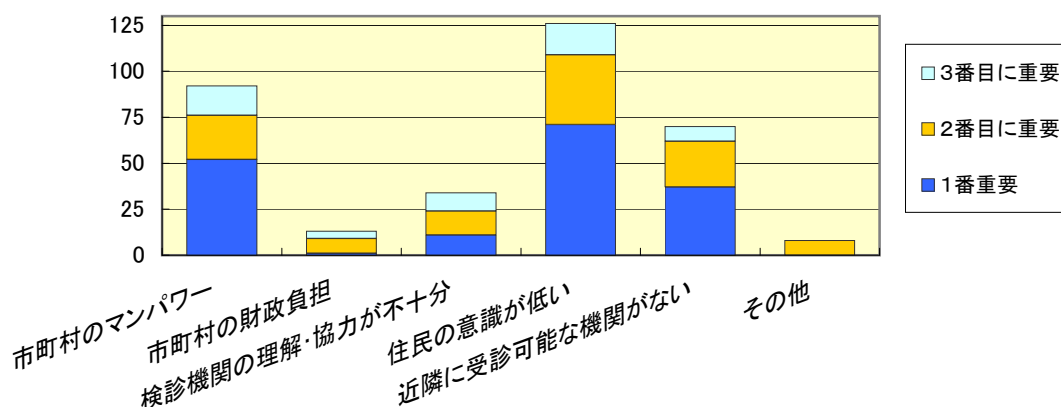
精密検査は個人負担による受診でもあり、1次検診以上に個人の主体的な意識に頼らざるを得ない現状が見て取れる。

精検受診勧奨を行う上で一番の問題点

	ア 市町村のマンパワー	イ 市町村の財政負担	ウ 検診機関の理解・協力が不十分	エ 住民の意識が低い	オ 近隣に精検を受診できる機関がない	カ その他	回答なし(問題点なし)
市町村数	52 (29%)	1 (1%)	11 (6%)	71 (40%)	37 (21%)	0 (-%)	3 (2%)

また、上位3位までに「その他」として回答のあった問題点の主なものは次のとおり。

- ・ 電話勧奨のため、本人と連絡が取れない場合がある。
- ・ 経済的に厳しい家庭は、受診に結びつきにくい。
- ・ 精密検査台帳が廃止されてしまった。

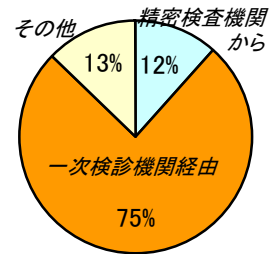


(3) 精検結果の把握方法

精密検査結果の把握方法では、全体の約4分の3が「1次検診医療機関を経由して報告を受けている」との回答であった。

また、「その他」と回答した市町村の多くは、集団検診については1次検診機関を経由、個別検診については精密検査医療機関から直接と、検診の形態により、把握方法を異にしているケースが多かった。

なお、「精密検査医療機関から直接報告を受け」る場合、多くの市町村では、本人の同意を前提とし、個人情報の保護に配慮している。

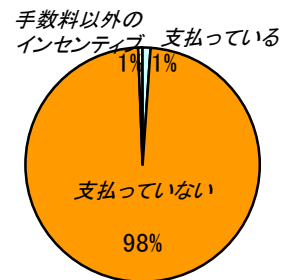


	ア 精密検査機関から直接	イ 1次検診機関経由	ウ その他
市町村数	21 (12%)	135 (75%)	23 (13%)

(4) 精検結果報告機関への手数料等

精密検査の結果を報告する機関に対し、手数料等を支払っているのは2か所のみで、ほとんどの市町村が、一次検診の委託契約に基づき、または検査実施機関の任意の協力により報告を受けている。

なお、手数料等ではないが、医療機関の希望により、返信用の封筒や切手を配付している例も見られた。



	ア 支払っている	イ 支払っていない	ウ 手数料以外のインセンティブ
市町村数	2 (1%)	176 (98%)	1 (1%)

(5) 精検結果を把握する上での問題点(複数回答)

精密検査の結果を把握する上での一番の問題点としては、「精検医療機関の理解・協力が不十分」が最も多く48市町村(27%)、次いで「受診者の協力が得られない」の38市町村(21%)、「1次検診機関の理解・協力が不十分」の20市町(11%)が上位の回答であった。

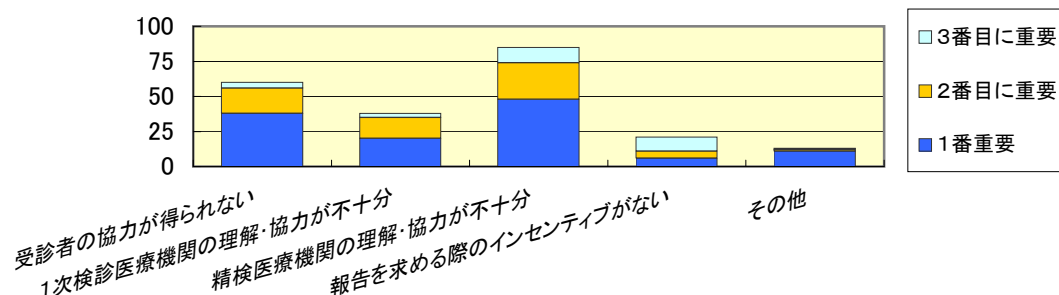
なお、問題の有無を含めた全体では、市町村と住民や検診機関との間で信頼関係が構築されていることなどから、「特に問題がない」と回答した市町村が56件(31%)と、最も多かった。

精検結果を把握する上で一番の問題点

	ア 受診者の協力	イ 1次検診機関の理解・協力	ウ 精検医療機関の理解・協力	エ 報告のインセンティブがない	オ その他	回答なし(問題点なし)
市町村数	38 (21%)	20 (11%)	48 (27%)	6 (3%)	11 (6%)	56 (31%)

また、上位3位までに「その他」として回答のあった問題点の主なものは次のとおり。

- ・ 精密検査の結果が届くまでに時間がかかる。(同旨ほか2件)
- ・ 医療機関によって検査結果の報告の方法が異なり、統計が取りづらい。
- ・ 精密検査機関からの報告内容と本人が受けた説明とに相違が生じていることがある。
- ・ 検査機関が受診者に手数料(文書料)を請求している場合がある。



市町村がん検診の実施状況に関する調査票

市町村名

健康増進法に基づき、貴市町村において実施しているがん検診について、お答えください。(H23年1月1日現在)

1 がん検診の対象者について

(1) 貴市町村では、検診台帳を整備していますか。該当する選択肢を一つ選んでください。

ア 整備している イ 一部のがんについてのみ整備している ウ 整備していない

1-(1)

検診台帳の作成方法を具体的にご教示ください。

イの場合

(2) 貴市町村では、がん検診の対象者数をどのように把握していますか。

選択肢の中で、該当するものにすべて「 」を付けてください。

ア 検診台帳登録者数

イ がん検診事業の評価に関する委員会報告書(H20年3月)提案の算式による数

ウ その他(市町村独自の計算式による場合など)

1-(2)-

ウについて、具体的な計算方法をご教示ください。

のうち、地域保健・健康増進事業報告の際に使用しているものを一つお答えください。

のイについては、Sheet2を参照してください。

1-(2)-

(3) 貴市町村が実施するがん検診の「対象者」の範囲を選択肢から一つ選んでください。

ア 全住民 イ 被用者保険の被保険者(本人)を除外

ウ 被用者保険の被保険者(本人)を除外し、かつ、国民健康保険被保険者を優先

エ その他

女性特有のがん検診推進事業による場合は除いてお考えください。

1-(3)

エについて、対象者の範囲を具体的にご教示ください。

(4) 貴市町村における個別受診勧奨について、該当する選択肢を一つ選んでください。

ア 未受診者全員を対象に個別に実施

イ 一定の条件に該当する未受診者を対象に個別に実施

ウ 個人を対象に受診勧奨は実施していない エ その他

1-(4)

イについて、具体的な条件をご教示ください。

エについて、具体的な実施状況をご教示ください。

(5) 貴市町村において個別勧奨を行う上での問題点等を重要な順に3つ選んでください。

ア 市町村のマンパワー不足

イ 市町村の財政負担

ウ 国保担当部署・保険者との連携不十分

エ がん検診に対する住民の意識が低い

オ 受診機会の確保が困難

カ その他

1-(5)

1

2

3

カについて、具体的にお書きください。

次ページへ

2 がん検診受診後の精密検査について

- (1) 貴市町村における精密検査の個別勧奨について、該当する選択肢を一つ選んでください。 →

2-(1)

- ア 精検未受診者全員を対象に個別に実施
 - イ 一定の条件に該当する精検未受診者を対象に個別に実施
 - ウ 委託契約の中で、1次検診医療機関に受診勧奨を行うよう求めている
 - エ 精検未受診者への受診勧奨は実施していない オ その他

イについて、具体的な条件をご教示ください。

オについて、具体的な実施状況をご教示ください。

- (2) 貴市町村において精検受診勧奨を行う上での問題点等を重要な順に3つ選んでください。 →

2-(2)
1
2
3
- ア 市町村のマンパワー不足 イ 市町村の財政負担
 - ウ 検診医療機関の理解・協力が不十分 エ 住民の意識が低い
 - オ 近隣に精検を受診できる医療機関がない カ その他

カについて、具体的にお書きください。

- (3) 貴市町村における精密結果の把握方法を次の選択肢から一つ選んでください。 →

2-(3)

- ア 精密検査医療機関から直接報告を受けている
 - イ 1次検診医療機関を経由して報告を受けている ウ その他

ウについて、具体的な把握方法をご教示ください。

精密検査の受診結果の取り扱いについて、規定等がある場合は、一部ご惠与願います。

- (4) 貴市町村では、精密結果を報告する機関に対し、手数料等を支払っていますか。 →

2-(4)

- ア 支払っている () 円/件
 - イ 支払っていない ウ 金銭以外のインセンティブを用意している

ウについて、具体的な内容をご教示ください。

- (5) 貴市町村において精検結果を把握する上での問題点等を重要な順に3つ選んでください。 →

2-(5)
1
2
3
- ア 受診者の協力が得られない イ 1次検診医療機関の理解・協力が不十分
 - ウ 精検医療機関の理解・協力が不十分
 - エ 報告を求める際の何らかのインセンティブが用意できない オ その他

オについて、具体的にお書きください。

調査はこれで終了です。 ご協力ありがとうございました。

調査の内容について、お答えいただける方

所属		職名		氏名	
連絡先	tel		e-mail		